

ドライバーのみなさん

運転席や助手席窓ガラスのカーテン・日よけスクリーンは 道路交通法違反

です!

危ない!

視野の妨げ
巻き込み
危険

重大事故につながる
恐れがあります。
十分な視界を確保し、
交通事故のないよう
安全運転をお願いします。

おかやまけんけい
ももちゃん

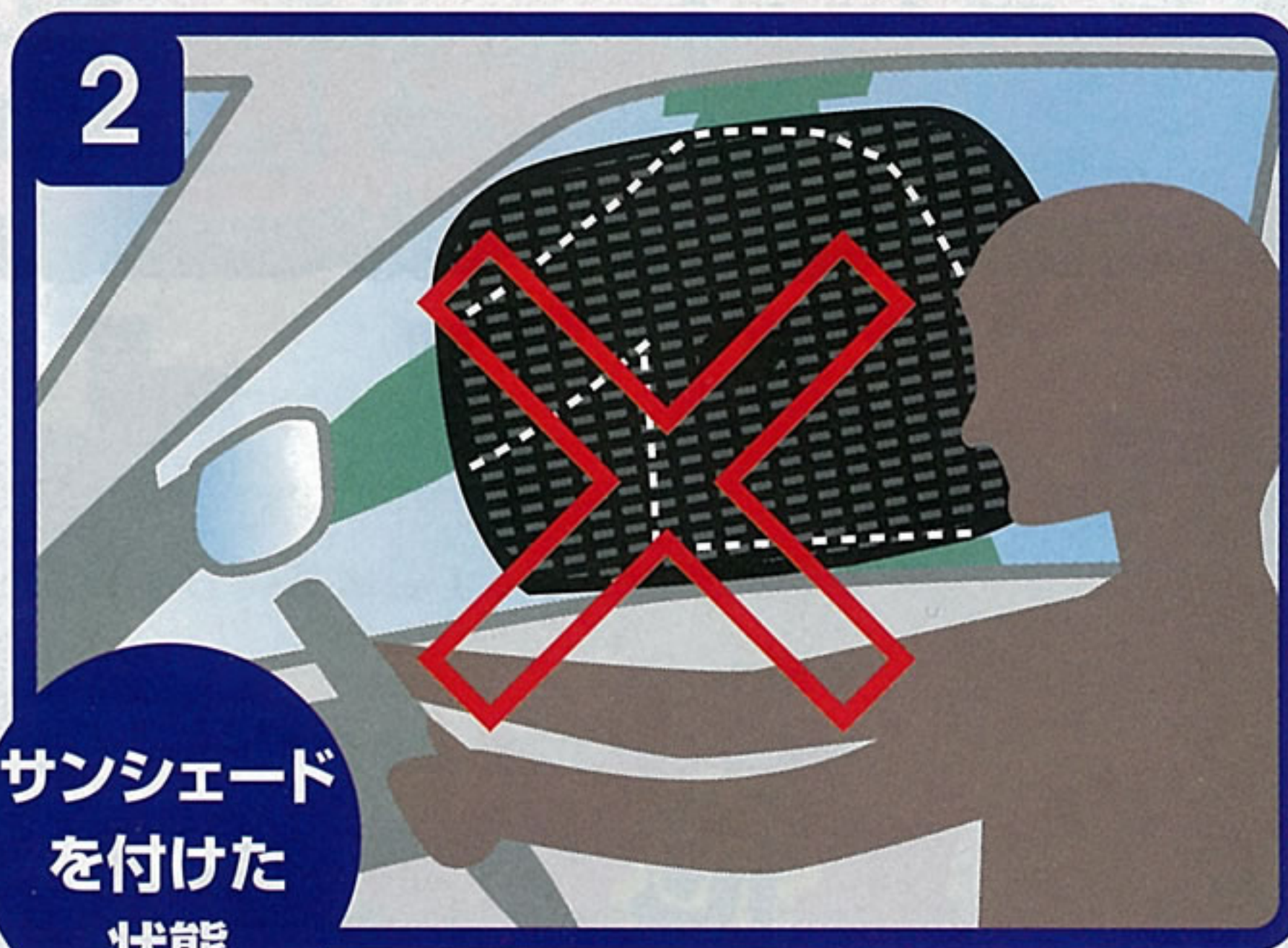
ドライバーのみなさん注意



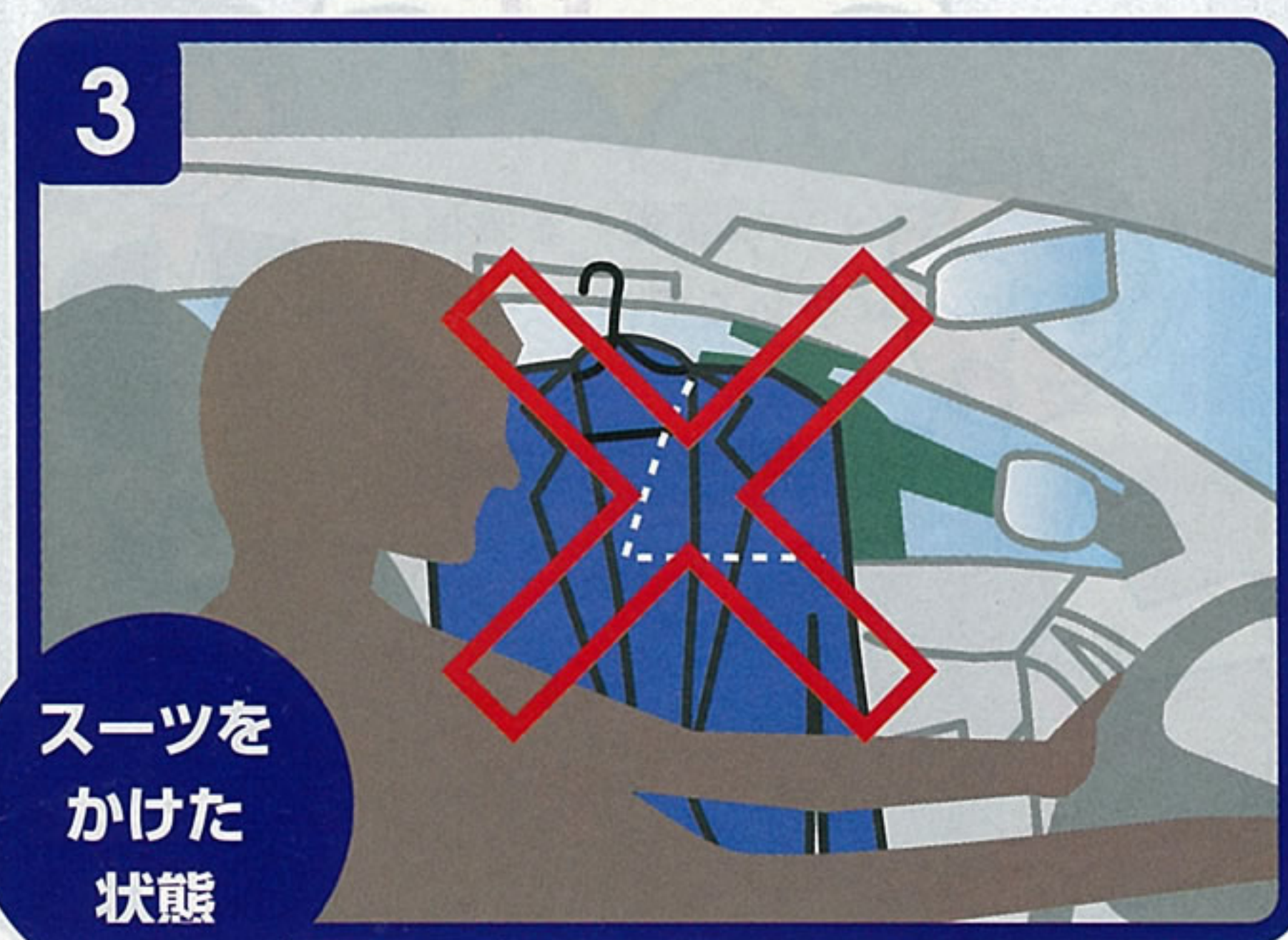
視野を妨げる状態で、カーテンやサンシェードを取り付けたり、センターコンソールに棚やテレビ等を取り付けて走行した場合には、**道路交通法違反となり、反則切符の告知対象** になります。



カーテンを付けた状態



サンシェードを付けた状態



スーツをかけた状態



タオルを挟んだ状態

道路交通法第55条第2項（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

道路交通法第120条第1項第10号（5万円以下の罰金）

●反則金 （普通車）6千円 （中型・大型）7千円 ●違反点数 1点



おかやまけんけい
ももくん

ルールを守って快適な運転を心掛けましょう